

飲酒に関する教育（文部科学省における取組について）

1 概要

学校教育においては、飲酒は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となることなどを理解させることを目的として、体育・保健体育や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導を行っている。

2 現在の状況

① 教育課程の改善

学習指導要領においては、平成14年度から小学校高学年に喫煙、飲酒の健康への影響等について盛り込み、喫煙、飲酒防止に関する指導内容を充実している。新しい学習指導要領においても、同じ内容としている。

② 教育教材の作成

- 飲酒が自己の心身に及ぼす影響について正しく認識させるため、発達段階に応じた教材として、中高生については平成17年度から、小学生については平成19年度から児童生徒が自らの心と体を守ることができるよう、喫煙、飲酒、薬物乱用及び性感染症などの問題について、総合的に解説する啓発教材を作成。
- 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する教師用指導参考資料を作成。
◇平成21年小学校編、22年中学校編、23年高等学校編

③ 団体との連携

- 全国小売酒販組合中央会、東京小売酒販組合、46道府県小売酒販組合連合会、443小売酒販組合主催「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」後援（例年）
- 若者の飲酒を考えるフォーラム実行委員会主催「若者の飲酒を考えるフォーラム」後援（例年）

学習指導要領における「飲酒に関する教育」に関する主な記述

小学校学習指導要領（平成20年3月告示） 第9節 体育

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年・第6学年〕

2 内容

G 保健

(3) 病気の予防について理解できるようにする。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

3 内容の取扱い

(5) 内容の「G保健」については、(3)を第6学年で指導するものとする。

【解説】

- 飲酒については、判断力が鈍る、呼吸や心臓が苦しくなるなどの影響がすぐに現れることを理解できるようにする。なお、飲酒を長い間続けると肝臓などの病気の原因になるなどの影響があることについても触れるようにする。その際、低年齢からの喫煙や飲酒は特に害が大きいことについても取り扱うようにし、未成年の喫煙や飲酒は法律によって禁止されていること、好奇心や周りの人からの誘いなどがきっかけで喫煙や飲酒を開始する場合があることについても触れるようにする。

中学校学習指導要領（平成20年3月告示） 第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容

〔保健分野〕

2 内容

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(4)は第3学年で取り扱うものとする。

(8) 内容の(4)のウについては、心身への急性影響及び依存性について取り扱うこと。また、薬物は、覚せい剤や大麻等を取り扱うものとする。

【解説】

○ 飲酒と健康

飲酒については、酒の主成分のエチルアルコールが中枢神経の働きを低下させ、思考力や自制力を低下させたり運動障害を起こしたりすること、急激に大量の飲酒をすると急性中毒を起こし意識障害や死に至ることもあることを理解できるようにする。また、常習的な飲酒により、肝臓病や脳の病気など様々な病気を起こしやすくなることを理解できるようにする。

特に、未成年者の飲酒については、身体に大きな影響を及ぼしエチルアルコールの作用などにより依存症になりやすいことを理解できるようにする。

高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）
第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

(1) 現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

健康の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること。

喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(1)のイの喫煙と飲酒、薬物乱用については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い、薬物については、麻薬、覚せい剤、大麻等を扱うものとする。

【解説】

○ 喫煙、飲酒と健康

喫煙、飲酒は、生活習慣病の要因となり健康に影響があることを理解できるようにする。

その際、周囲の人々や胎児への影響などにも触れるようにする。

また、喫煙や飲酒による健康課題を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観の育成などの個人への働きかけ、及び法的な整備も含めた社会環境への適切な対策が必要であることを理解できるようにする。

その際、好奇心、自分自身を大切にしている気持ちの低下、周囲の人々の行動、マスメディアの影響、ニコチンやエチルアルコールの薬理作用などが、喫煙や飲酒に関する開始や継続の要因となることにも適宜触れるようにする。

高等学校の保健体育科教科書における「飲酒」関連記述 (出典:大修館書店『現代保健体育』平成25年発行)

10

飲酒と健康

飲酒は大人の生活ではよくみられるものです。しかし、飲酒は、交通事故や暴力事件などの社会問題だけでなく、深刻な健康問題をもたらすことがあります。飲酒は健康にどのような影響をもたらすのでしょうか。

1 飲酒の健康影響

① 生命の維持にかかわる脳の中心部まで麻痺が及び、呼吸が止まったり吐いたものが気道に詰まったりして死亡する危険がある。なお、アルコールの分解能力には個人差があり、日本人の約4割は低く、影響は一番深刻である。

② 酒を飲むと、アルコールは、血液に溶けて肝臓に運ばれ分解される。アルコールは体にとって有害なので、飲酒は肝臓に大きな負担を与える。

① 飲酒の健康影響
① 飲酒の健康影響 酒に含まれるアルコールは、脳の働きを抑制し、判断力や体の動きを鈍らせます。その結果、転倒・転落したり、飲酒運転によって事故を起こしたり、「イッキ飲み」で急性アルコール中毒になり死亡するなど、さまざまな問題が起きます。また、妊婦の飲酒は、アルコールが胎児の脳神経系に影響し、発達障害、知的障害などの危険が高まり、低出生体重など発育の障害も起こりやすくなります。

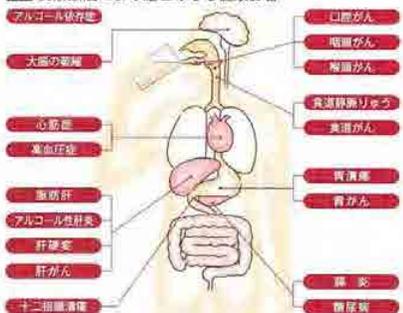
② 飲酒の健康影響 長期にわたって大量に飲酒をしていると、高血圧症、糖尿病、食道がん、アルコール性肝炎、肝がん、肝硬変、胃潰瘍、大脳の萎縮などが起こりやすくなります。また、アルコール依存症になることもあります。

2 飲酒開始の要因と社会問題

③ 友人や先輩などによるすもめ大きな要因である。この対処については、p.30「健康にかかわる行動を考えてみよう」の項参照。

① 飲酒開始の要因 飲酒を始める要因はさまざまです。個人的な要因では、飲酒や酒に対する好奇心、自分を大切にしたり社会の規範を守ったりする気持ちの低下などがあります。社会的な要因では、友人や家族など

②① 長期飲酒により起こりうる健康影響



飲酒の影響は肝臓だけでなく、全身のさまざまな器官に長期的・短期的に影響を与えます。

②② 飲酒を始める要因



周囲の人の飲酒や飲酒の誘い、酒を入手しやすい環境などがあります。また、マスメディアによる宣伝・広告、ドラマの飲酒場面の放映、さらには飲酒を肯定する文化や飲酒の健康影響を軽視する風潮も影響しています。

③ 飲酒の健康影響 飲酒は、適量であればリラックスするなどの効用もありますが、飲みすぎると健康影響だけでなく、さまざまな社会問題を引き起こします。たとえば、自制心が弱くなることで、暴力など倫理的な問題を起こしたりします。また、アルコール依存症になると、家庭生活や仕事で問題を起こしたりします。飲酒運転は、交通事故を引き起こし、他人にも大きな被害をもたらすことがあります。

3 飲酒への対策

④ 飲酒への対策 国では、未成年者飲酒禁止法などによって未成年者の飲酒を禁止したり、道路交通法や刑法などによって飲酒運転を禁止したりしています。また、広告・宣伝の規制もおこなわれています。

⑤ 飲酒への対策 WHOは、小売りの日や時間の規制、飲み放題の規制、宣伝・広告やイベントのスポンサーの規制、酒の価格値上げなど、国際的に足並みを揃えた対策を提唱しています。

⑥ 飲酒への対策 飲酒対策として、正しい知識の普及などのために、学校等での飲酒防止教育、ポスターによる啓発やキャンペーンなどがおこなわれています。また、依存症の治療のための医療機関が整備されたり、酒国会などの自助グループも活動したりしています。

⑦ 多くの店で酒が売られ、価格が安いことがあげられる。価格が安いと若者の飲酒量が増えることが知られている。

⑧ 尊敬したり好きであったりする俳優や女優の行動に影響を受けやすい。

⑨ アルコール依存症が完全に治ることはなく、やめていても、一度飲酒すると依存症に戻る。

⑩ 酒を与えたり飲ませたりした成人が罰せられる。また、未成年者の飲酒が明らかになった場合、部活動の停止など、社会的にも制裁を受ける。

⑪ WHOはアルコールにかかわる死亡は年間250万人と推測しており、重大視している。

②③ 「イッキ飲み」防止のポスター



②④ アルコール飲料の警告表示



アルコール飲料には、「お酒」であること、未成年飲酒の禁止や胎児・乳児への影響に関する警告表示などが掲載されている。

②⑤ WHOの提唱する方策



WHOは、2010年に酒類の販売・広告を規制する指針を採択している。国の例のほかに、小売りの時間・日数の制限、小売店の立地・数の制限、価格引き上げ、最低価格設定による売切り禁止、検閲等での有害検査の促進などの対策が提示されているが、日本では買付制限がある。

飲酒の健康被害を防ぐために、どのような対策がとられているか、具体的な例をあげてみよう。